○厚生労働省告示第三十四号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ヘ及び第二十一条第二号ヘ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号ヘ及び第二十一条第三号への規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十九年二月一日から適用する。

平成二十九年二月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第十第二号㈠ハ中「及びデシコビ配合錠ＬＴ」を「、デシコビ配合錠ＬＴ及びヤーズフレックス配合錠」に改める。

○厚生労働省告示第三十五号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表20の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年二月十五日から適用する。

平成二十九年二月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表の1788の項中

なし	ニボルマブ，化学療法，放射線療法，Ｇ００５，Ｊ０４５なし

を

なし	ニボルマブ，ペムブロリズマブ，化学療法，Ｇ００５，Ｊ０４５なし

に改め、同表の1858から1883までの項中

なし	ニボルマブ，セツキシマブ，動注化学療法，化学療法，Ｇ００５，Ｊ０４５なし
なし	ニボルマブ，ペムブロリズマブ，セツキシマブ，動注化学療法，化学療法，Ｇ００５，Ｊ０４５なし

を

なし	ニボルマブ，ペムブロリズマブ，化学療法，Ｇ００５，Ｊ０４５なし

に改め、同表の2489から2512までの項中

なし	ニボルマブ，化学療法，Ｊ０３８（３に限る。），Ｇ００５，Ｊ０４５なし
なし	ニボルマブ，パニツムマブ，セツキシマブ，オキサリプラチン，レゴラフェニブ水和物，ペバシズマブ，オキサリプラチン＋イリノテカン塩酸塩水和物，トリフルリジン・チピラシル塩酸塩，Ｇ００５，Ｊ０４５なし

を

なし	ニボルマブ，ペムブロリズマブ，パニツムマブ，セツキシマブ，レゴラフェニブ水和物，ペバシズマブ，オキサリプラチン＋イリノテカン塩酸塩水和物，トリフルリジン・チピラシル塩酸塩，Ｇ００５，Ｊ０４５なし

に改め、同表の2609から2658までの項中

なし	ニボルマブ，ペムブロリズマブ，パニツムマブ，セツキシマブ，レゴラフェニブ水和物，ペバシズマブ，オキサリプラチン＋イリノテカン塩酸塩水和物，トリフルリジン・チピラシル塩酸塩，Ｇ００５，Ｊ０４５なし

を

なし	ニボルマブ，インターフェロン，化学療法，Ｇ００５，Ｊ０４５なし

に改め、同表の3161から3168までの項中

ペムブロ	ペムブロリズマブ，化学療法，Ｇ００５，Ｊ０３８（３に限る。），Ｊ００５，Ｊ０４５なし
マブ，レゴラフェニブ，フルオロウラシル，リノテカン塩酸塩水和物，化学療法，放射線	ニボルマブ，化学療法，Ｇ００５，Ｊ０４５なし

を

なし	ニボルマブ，ペムブロリズマブ，化学療法，Ｇ００５，Ｊ０４５なし

に改め、同表の3492から3494までの項中

ペムブロ	ペムブロリズマブ，化学療法，Ｇ００５，Ｊ０４５なし
インター	ニボルマブ，化学療法，Ｇ００５，Ｊ０４５なし

を

２あり	ニボルマブ，ペムブロリズマブ，化学療法，Ｇ００５，Ｊ０４５なし

に、

２あり	ニボルマブ

を

なし	ニボルマブ，化学療法，放射線療法なし

に改め、同表の3704から3708までの項中

なし	ニボルマブ，ペムブロリズマブ，化学療法，放射線療法なし

を

なし	ニボルマブ，化学療法，Ｇ００５，Ｊ０４５なし

に改め、同表の3709から3712までの項中

ペムブロ	ニボルマブ，ペムブロリズマブ，化学療法，Ｇ００５，Ｊ０４５なし

を

なし	ニボルマブ，化学療法，放射線療法，Ｇ００５，Ｊ０４５なし

に改める。

○厚生労働省告示第三十六号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十九年二月十五日から適用する。

平成二十九年二月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表１の２の項中「薬事・食品衛生審議会をいう」を「薬事・食品衛生審議会をいう。以下同じ」に改め、同表の25の項を次のように改める。

25	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成26年７月４日に、旧薬事法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3163及び3166
	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年12月17日、平成28年２月29日、同年８月26日及び同年12月２日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。	1956から1958まで、1967、1968、1977、1978、3163、3166、3480から3491まで、3808、3809、3811及び3812

別表１の33の項を次のように改める。

33	イブルチニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年３月28日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3816から3818まで、3820、3829及び3830
	イブルチニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年12月２日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）	3816から3820まで、3822、3829から3831まで及び3833